水防法の改正について

1 洪水予報河川の拡充(第10条の2関係 都道府県知事が行う洪水予報)

国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を洪水予報河川に指定します。

都道府県知事は、指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して洪水予報を行います。

2 浸水想定区域の公表等(第10条の4関係)

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、河川整備の計画降雨により河川が氾濫した場合、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村に通知します。

3 円滑かつ迅速な避難を確保するための措置(第10条の5関係)

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めます。

市町村長は、市町村地域防災計画に定めた避難場所などについて、ハザードマップを作成するなど住民に周知させるよう努めます。